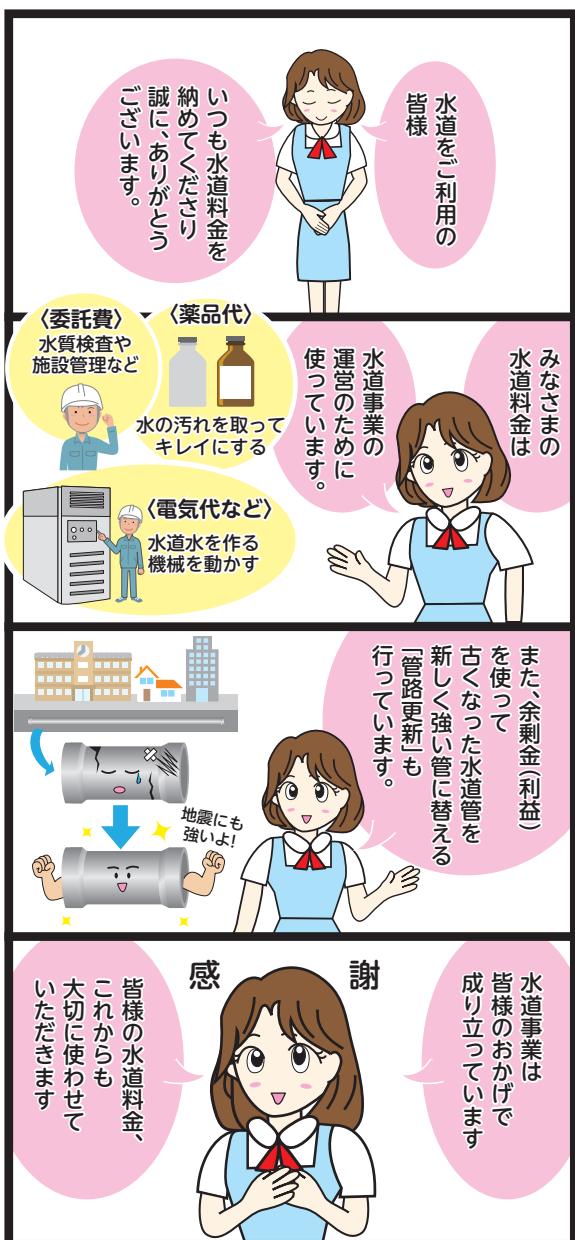


# 4 コママンガ

## 「ありがとうをあなたに」



合併処理浄化槽を設置している家庭の生活排水（トイレ、お風呂等）は、浄化槽で処理され、側溝や水路を経て河川へと流れていきます。浄化槽の使用方法を誤つたり管理を怠ると、汚れた水が放流され、家の周りで悪臭が発生したり、河川等の水質を悪化させてしまします。

そこで、浄化槽を管理される方には、浄化槽法により清掃・保守点検・法定検査の3つが義務付けられています。

法定検査には、新しく設置した場合の初回検査（7条検査）と、年1回必ず受けれる定期検査（11条検査）があります。検査を毎年受け、適切な管理をお願いします。

## 浄化槽、毎年検査を受けていますか？

## 水道メーターに関するお願い

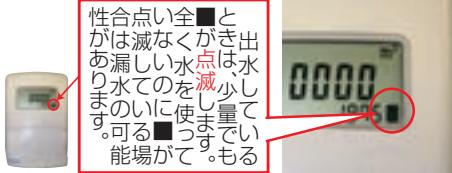
漏水かな？と思つたら



水道メーターは水道使用者に貸与しているものです。定期的な交換は市では、地上部（建物の外壁等）に液晶の表示器が設置されています。水道水が少量でも流れると指針値の右下部のマーク（パイロット）が動きます。水道設備のメーターをつなぐケーブルの破損、メーターボックスが覆われることによる掘削等の費用はお客様の負担となる場合がありますのでご注意ください。

滝沢市の水道メーターは、地上部（建物の外壁等）に液晶の表示器が設置されています。水道水が少量でも流れると指針値の右下部のマーク（パイロット）が動きます。水道設備の蛇口を全て閉めて水を使わない状態にしてもパイロットが動く場合は、漏水の可能性があります。

設置年度によってメーターの機種は異なります。パイロットは左右に動くものや、矢印の形で回転するものもあります。



室内の水道設備は、使用者の管理となりますので、日ごろからご自分でも確認してみてください。

### ○漏水の確認方法

正解した方の中から抽選で5名様に、「岩手山の恵み滝沢の湧水500㎖（非売品）」6本をプレゼント!!

【応募方法】はがき・メールに「住所・氏名・性別・年齢・電話番号・クイズの答え・感想」を記入して応募してください。

締め切り：令和4年9月30日（消印有効）

送付先：〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地 水道総務課行

\*メールアドレス：yokokin@city.takizawa.late.jp  
※ホームページのお問合せフォームからの応募はできません。  
※当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。  
なお、皆さまから寄せられた感想は次回の広報で紹介させていただく場合がございます。  
QRコードをスマートフォンなどで読み取るとメールアドレスが表示されます。

### みづたま（編集後記）

夏を感じています。水分補給やシャワーなど、水道に触れる機会も多いと思いますので、水道料金や検針についての理解も深めていただきたいという思いで作りました。（新岡）

